

飯田新七
『四季草花図刺繡屏風』 四曲一隻

明治三十五年（一九〇二）
刺繡 総一八一・三×一九八・四



本図は、小川が流れる両側に春から秋にかけての草花を中心には、西洋的な色遣いや繡法を探り入れて、細緻に表したものである。裏面にも絹地に松図の描写が施され、腰部は黒漆地に鴛鴦を螺鈿で装飾、また黒漆塗りの縁には唐草文に蝶をあしらった飾り金具が装飾される。このように、主体となる表面のみならず、裏面も絵画的圖様を何らかの方法で表し、四曲として下部に腰部を備え、その腰部にも装飾を加えた形式の屏風が、明治期中頃から大正期にかけて多く見られる。染織関係の作品を中心に、この形式の屏風は国内の洋風室内の調度として、また外国への輸出品として、当時、かなりの需要があつたことが窺える。この種の屏風は、四曲という形態であることから表裏両面で使用できる装飾性が考慮されている点、椅子の生活空間に備えるため腰高な画面設定として腰部の装飾も加味している点は、西洋の衝立形式を探り入れたものであり、その一方で、周囲の縁木に美しい金具装飾をつけたりその縁木を漆塗りとする点、また四面の圖様が連続した絵画的な圖様であることは、日本の伝統的な屏風の様子を探り入れたものであろう。西洋文化の輸入によって入つた形態に日本の伝統文化を融合させ、新しい品として再び輸出された装飾調度の一例である。こうした作品の制作に、飯田新七が率いる高島屋や、西村總左衛門が率いる千總は大きな役目を担つていた。

本作品は、明治十七年に有栖川宮邸として完成し、同三十七年に離宮となつた旧霞ヶ関離宮で調度として用いられていたことがある。その後、昭和三年九月の秩父宮雍仁親王のご婚儀にあたり、宮家の装飾用として用いられることとなり、平成七年勢津子妃殿下薨去の後、当館に遺贈された作品である。



- ・各展覧会図録中、作品名や作者、制作年などの表記は、図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

帝室技芸員と一九〇〇年パリ万国博覧会

三の丸尚蔵館展覧会図録 No.
47

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社東京美術
翻訳 横溝廣子
発行 宮内庁

平成二十年七月十九日発行

© 2008,The Museum of the Imperial Collections